

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者（議員、当局）への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 議 場	○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○前面にアクリル板を設置した場所（議長席、演壇、質問者席）ではマスクを外しての発言を可とする ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※ 一議員の質問時間（当局答弁）の途中には行わない。
4. 議 席	○通常どおり（議席間のアクリル板設置）
5. 質疑、質問	○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする 〔代表質問〕 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない 〔一般質問〕 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	○通常どおり
7. 傍 聴	○車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置 ○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
8. ネット中継・手話通訳	○通常どおり

2 常任委員会等

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者（委員、当局）への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言（議事進行）を可とする ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間及び自席で立って発言する際の知事の前面にアクリル板を設置。 ○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席

	とするなど対人距離の確保に配慮
4. 傍 聴	○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする [委員会付託前] 付託を省略 [委員会付託後] 本会議で付託を撤回

3 予算・決算特別委員会

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○2人掛けの委員席間（机上）にアクリル板を設置 ○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置 ○答弁者席の前面 並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前にアクリル板を設置 ※前面にアクリル板がある場合はマスクを外しての発言を可とする ○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更 ○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き
4. 傍 聴	○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え（委員の辞任及び補充選任）を行う。

4 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

- ① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底

- ② 3密を回避する取組の徹底
(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議
(令和2年3月16日) (令和2年4月8日) (令和2年5月7日)
(令和2年5月22日) (令和2年5月29日) (令和2年6月17日)
(令和2年6月19日) (令和2年7月14日) (令和2年8月7日)
(令和2年9月16日) (令和2年11月19日) (令和3年1月8日)
(令和3年1月13日) (令和3年2月5日) (令和3年5月28日)
(令和3年9月10日) (令和3年11月24日) (令和4年2月9日)